

平成 26 年 12 月 11 日
株式会社日本政策金融公庫

**「平成 26 年 12 月 5 日からの大雪に係る災害に関する特別相談窓口」の
設置及び災害復旧貸付の取扱開始について（徳島支店）**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）国民生活事業及び中小企業事業は、12 月 11 日付にて、「平成 26 年 12 月 5 日からの大雪に係る災害に関する特別相談窓口」を徳島支店に設置しました。

また、このたびの災害により被害を受けた徳島県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからの相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

（注）このたびの災害により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、[こちら](#)をご参照ください。

＜「平成 26 年 12 月 5 日からの大雪に係る災害に関する特別相談窓口」設置支店＞

【徳島支店】	国民生活事業	TEL：088-622-7271
	中小企業事業	TEL：088-625-7790

＜主な融資制度＞

○中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3 千万円（※1）	1 億 5 千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10 年以内（2 年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。